

令和7年7月2日

各 位

日野町イベント実行委員会

委員長 外池 多津彦

氏郷まつり 2025 出店（展）について（お知らせ）

向暑の候、貴方様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は地域の発展に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度の氏郷まつり 2025 は例年8月に行っている氏郷まつり「夏の陣」と10月に行っている氏郷まつり「楽市楽座」を一本化し、氏郷まつり 2025 として9月13日（土）に開催することとなりました。近年、役場北側駐車場のみを会場としてイベントを行っていましたが、今年度は南側駐車場も使用したイベントを行います。

南側駐車場では農林商工業者、町内企業に出店（展）いただき産業PRコーナーとしてブースを設置します。

正面玄関前では啓発コーナーとしてブースを設置します。

詳細は添付書類を確認していただき出店（展）をご検討いただければ幸いです。

1 北側駐車場（飲食出店、営利を求める出店）

- ・ 出店時間は午前11時から午後7時45分までとします。
- ・ 出店開始時間は各店舗で決めることができます。ただし午後3時までには必ず出店してください。
- ・ また出店開始時間は申請の際に明記してください。
- ・ 出店開始時間に基づき事前説明の際に出店場所抽選を行うこととします。（事前説明会に不参加の場合は出店不可とします）
- ・ 午前11時から出店を行わない場合でも当日午前11時までに出店確認、消火器確認等行いますので各店舗一人は現場立会いただくようお願いします。
- ・ 搬入時間について、車での搬入は午前8時30分から午前10時30分の時間内でお願いします。
- ・ 出店終了時間は午後7時45分になりますので必ず時間を厳守するようお願いします。
- ・ 搬出作業について、こちらから指示をするまで車の乗り入れはしないようお願いします。

2 正面玄関前（啓発コーナー）

- ・ 出店時間は午前11時から午後4時までとします。
- ・ 啓発活動のため、今年度は出展料を無料とさせていただきます。
- ・ 搬入時間について、車での搬入は午前8時30分から午前10時30分の時間内でお願いします。
- ・ 搬出作業について、こちらから指示をするまで車の乗り入れはしないようお願いします。

3 南側駐車場（産業PR出店、飲食出店、営利を求める出店）

- ・ 出店時間は午前11時から午後4時までとします。
- ・ 飲食出店をしていただくことも可能ですが、午後4時までの出店となります。
- ・ 飲食出店希望が複数あった場合は事前説明の際に出店場所抽選を行うこととします。（事前説明会に不参加の場合は出店不可とします）
- ・ 搬入時間について、車での搬入は午前8時30分から午前10時30分まででお願いします。
- ・ 搬出作業について、こちらから指示をするまで車の乗り入れはしないようお願いします。

問い合わせ先

日野町イベント実行委員会事務局

役場商工観光課 担当：奥村

電話：0748-52-6562

Mail: kankou@town.shiga-hino.lg.jp

日野町商工会 担当：藤岡

電話 0748-52-0515

氏郷まつり2025

北側駐車場

出店（展）基準

午前11時～午後7時45分

この基準は、氏郷まつり2025における日野町役場北側駐車場での出店の設置について必要な基準を示すものである。

1. 出店期日 令和7年9月13日（土） 最長午前11時から午後7時45分まで
午前11時から出店（展）が可能で、遅くとも午後3時には出店（展）してください。
また午後7時45分まで出店（展）をお願いします。

※準備等のため車両が進入可能な時間

【搬入】9月13日（土） 午前8時30分から午前10時30分まで【厳守】

【搬出】当委員会が車両進入可の放送をするまで、一切車両の進入はできません。

2. 出店場所 日野町役場北側駐車場
3. 出店資格 日野町で飲食業を営むもの、活動している団体、企業等で氏郷まつり2025の開催趣旨に賛同するもの。反社会的勢力・露天商・的屋またはそれに類するものの出店は認めません。

4. 出店概要 以下のいずれかに該当しなければ出店（展）は出来ません。
- ① 日野町内企業・団体で生産および製造された製品や関連商品の展示、販売。
 - ② 日野町のPRに適した物品や氏郷公ゆかりの地特産品の販売や催し。
 - ③ 町内で飲食業を営むもの。
 - ④ 日野町にゆかりのある団体や町内で日頃より活動している団体、町内企業等の出店。（軽飲食販売等）
※ キッチンカー（保健所の営業許可を取得した車両）の中で食料品を調理・加工し、車両での出店を認める。出店に際しては1区画（3.6m×5.4m）をはみ出ないこと。（はみ出る場合は2区画分として扱う）エンジンは停止しておくこと。

5. 出店規格 申込は1区画（テント1張（2間×3間＝3.6m×5.4m）単位とする。
※出店従事者が20名を超える場合は、最低2区画でお申し込みください。
名義貸し、持ち込みテントでの出店区画拡張は認めません。

6. 出店料 安全対策の徹底のため、テントを持ち込んでの出店は不可。

【R6参考】	1区画で、運営費	5,000円
	テント設置費	14,000円

※その他のリース料

机	1脚	1,000円
パイプいす	1脚	400円
長いす	1脚	1,200円
白布	1枚	800円
電気設営	1kwにつき	3,000円

※3kw 使用の場合は9,000円が必要です。（コンセント数は1箇所）
テントの上を電気配線が渡っています。車両通行の際には十分注意してください。出店料は申し込み時に支払い、一旦納付した出店料は返金しないものとします。

7. 会場割付 出店場所の割り付けは、事前説明会時に実施する抽選で行うものとする。
8. 申込期間 令和7年7月10日（木）～7月31日（木）午後3時 期限厳守（土日祝日は除く）
※ 申込期間中でもテント設置可能数に応じて締め切ることがあります。
申込者においては、出店責任者事前説明会を8月25日（月）午後7時より日野町防災センター研修室で行いますので必ず出席下さい。（不参加の場合は出店不可）

9. 申込方法 出店希望者は申込書等に必要事項を記入の上、申込期間内に出店料を添えて日野町イベント実行委員会事務局まで提出するものとする。

10. 注意事項 開催が成立しない場合には運営費の半額を返金（返金手数料は出店者負担）するが、テント設置費及びその他リース料等については返金しないものとする。返金方法については後日連絡する。

11. 特記事項 当事業の一大イベントとして大抽選会を実施します。
つきましては、その賞品について自社製品・景品等出来る範囲でご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、ご協力いただける場合は、8月18日（月）から8月29日（金）の期間に賞品（景品）を事務局へお届けくださいますようお願いいたします。

12. 厳守事項

- ①出店に際し発生した事故については、出店者の責任の元に一切を処理すること。
- ②発電機はイベント実行委員会で用意します。個人での持込は一切認めません。
- ③火気の取り扱いには十分注意し、消火器を目につくところに設置すること。防火対策が不十分な場合、対策が取れるまで営業を禁止します。（スプレー式消火具は不可）
- ④コンロ等を使用する場合は、不燃材の上に置くこと（机の上に直接置かないこと）。なお、カセットコンロは使用を禁止する。
- ⑤出店により出たゴミ等は、出店者で必ず持ちかえること。
- ⑥粉物や油等で、地面を汚す可能性がある場合は、安全面を考慮した上で適切に養生すること。
- ⑦出店により得た収益金については、全て出店者に帰属する。
- ⑧他人への名義貸し出しは一切認めません。また持ち込みテントでの出店区画拡張は認めません。当日名義貸しが発覚した場合は、その場で出店取りやめとします。
- ⑨屋台に並ぶ列の管理は各店舗で必ず管理すること。
- ⑩会場付近の来場者用駐車場には駐車しないこと。
- ⑪反社会的勢力・露天商・的屋またはそれに類するものの出店は一切認めません。
- ⑫食品を取り扱う出店者は、当委員会及び保健所の指導に従い、衛生管理に努めること。
- ⑬食品を取り扱う場合は、アルコール消毒液など必要な衛生管理用品を備え付けすること。
- ⑭食品を調理する場所に、出店区画裏等に他者（お客等）を入れないこと（従事者名簿以外の人の立入を認めません）。飲食する場を設けるのであれば、食品を調理しない区画を別に申込むこと。
- ⑮車両を運転する者、未成年者に対する酒類の販売は絶対に行なわないこと。
- ⑯その他実行委員会より指示のあったことを遵守すること。また設置基準によって決められていない事項で、判断を要することについては実行委員会で協議し決定する。

◎現場責任者は上記の事項を遵守・屋台従事者に周知し、出店屋台を管理していただきます。遵守いただけない場合は次回の出店を制限させていただきます。

13. 申込書提出先&問い合わせ先

日野町イベント実行委員会事務局（日野町役場 商工観光課 商工観光担当 担当：奥村）
TEL 0748-52-6562 FAX 0748-52-2043

個人情報の利用に関する事項

出店（展）申込書・従事者名簿・出店に係る誓約書および同意書にご記入いただいたお名前、住所、生年月日、電話番号については、氏郷まつり2025出店に関わる連絡事項および次年度の参加依頼以外に利用しません。

氏郷まつり2025

出店（展）基準

正面玄関前

午前11時～午後4時

この基準は、氏郷まつり2025における日野町役場正面玄関前での出店の設置について必要な基準を示すものである。

1. 出店期日 令和7年9月13日（土） 午前11時から午後4時00分まで
午前11時から出店（展）をお願いします。

※準備等のため車両が進入可能な時間

【搬入】9月13日（土） 午前8時30分から午前10時30分まで【厳守】

【搬出】当委員会が車両進入可の放送をするまで、一切車両の進入はできません。

2. 出店場所 日野町役場正面玄関前
3. 出店資格 日野町で活動している団体、企業等で氏郷まつり2025の開催趣旨に賛同するもの。
4. 出店概要 日野町にゆかりのある団体や町内で日頃より活動している団体、町内企業等の啓発のための出店。
5. 出店規格 申込は1区画（テント1張（2間×3間＝3.6m×5.4m）単位とする。
※出店従事者が20名を超える場合は、最低2区画でお申し込みください。
名義貸し、持ち込みテントでの出店区画拡張は認めません。
6. 出店料 啓発活動での出展のため今年度は運営費、テント設置費は無料です。その他のリースについてはお支払いをお願いします。
【R6参考】 ※その他のリース料
- | | | |
|-------|--------|--------|
| 机 | 1脚 | 1,000円 |
| パイプいす | 1脚 | 400円 |
| 長いす | 1脚 | 1,200円 |
| 白布 | 1枚 | 800円 |
| 電気設営 | 1kwにつき | 3,000円 |
- ※3kw 使用の場合は9,000円が必要です。（コンセント数は1箇所）
テントの上を電気配線が渡っています。車両通行の際には十分注意してください。出店料は申し込み時に支払い、一旦納付した出店料は返金しないものとします。
7. 会場割付 出店場所の割り付けは、事前説明会時に実施する抽選で行うものとする。
8. 申込期間 令和7年7月10日（木）～7月31日（木）午後3時 期限厳守（土日祝日は除く）
※申込期間中でもテント設置可能数に応じて締め切ることがあります。
申込者においては、出店責任者事前説明会を8月25日（月）午後7時より日野町防災センター研修室で行いますので必ず出席下さい。（不参加の場合は出店不可）
9. 申込方法 出店希望者は申込書等に必要事項を記入の上、申込期間内に出店料を添えて日野町イベント実行委員会事務局まで提出するものとする。
10. 注意事項 開催が成立しない場合にはその他リース料等については返金しないものとする。
11. 特記事項 当事業の一大イベントとして大抽選会を実施します。
つきましては、その賞品について自社製品・景品等出来る範囲でご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、ご協力いただける場合は、8月18日（月）から8月29日（金）の期間に賞品（景品）を事務局へお届けくださいますようお願いいたします。

12. 厳守事項

- ①出店に際し発生した事故については、出店者の責任の元に一切を処理すること。
 - ②**発電機はイベント実行委員会で用意します。個人での持込は一切認めません。**
 - ③出店により出たゴミ等は、出店者で必ず持ちかえること。
 - ④出店により得た収益金については、全て出店者に帰属する。
 - ⑤**他人への名義貸し出しは一切認めません。また持ち込みテントでの出店区画拡張は認めません。**
当日名義貸しが発覚した場合は、その場で出店取りやめとします。
 - ⑥**屋台に並ぶ列の管理は各店舗で必ず管理すること。**
 - ⑦**会場付近の来場者用駐車場には駐車しないこと。**
 - ⑧**反社会的勢力・露天商・的屋またはそれに類するものの出店は一切認めません。**
 - ⑨食品を取り扱う出店者は、当委員会及び保健所の指導に従い、衛生管理に努めること。
 - ⑩食品を取り扱う場合は、アルコール消毒液など必要な衛生管理用品を備え付けすること。
 - ⑪食品を調理する場所に、出店区画裏等に他者(お客等)を入れないこと(従事者名簿以外の人の立入を認めません)。飲食する場を設けるのであれば、食品を調理しない区画を別に申込むこと。
 - ⑫**車両を運転する者、未成年者に対する酒類の販売は絶対に行なわないこと。**
 - ⑬その他実行委員会より指示のあったことを遵守すること。また設置基準によって決められていない事項で、判断を要することについては実行委員会で協議し決定する。
- ◎現場責任者は上記の事項を遵守・屋台従事者に周知し、出店屋台を管理していただきます。
遵守いただけない場合は**次回の出店を制限**させていただきます。

13. 申込書提出先&問い合わせ先

日野町イベント実行委員会事務局(日野町役場 商工観光課 商工観光担当 担当:奥村)
TEL 0748-52-6562 FAX 0748-52-2043

個人情報の利用に関する事項

出店(展)申込書・従事者名簿・出店に係る誓約書および同意書にご記入いただいたお名前、住所、生年月日、電話番号については、氏郷まつり2025出店に関わる連絡事項および次年度の参加依頼以外に利用しません。

氏郷まつり2025

出店（展）基準

南側駐車場

午前11時～午後4時

この基準は、氏郷まつり2025における日野町役場南側駐車場での出店の設置について必要な基準を示すものである。

1. 出店期日 令和7年9月13日（土） 午前11時から午後16時00分まで
11時から出店（展）をお願いします。

※準備等のため車両が進入可能な時間

【搬入】9月13日（土） 午前8時30分から午前10時30分まで【厳守】

【搬出】当委員会が車両進入可の放送をするまで、一切車両の進入はできません。

2. 出店場所 日野町役場南側駐車場
3. 出店資格 日野町で飲食業を営むもの、活動している団体、企業等で氏郷まつり2025の開催趣旨に賛同するもの。反社会的勢力・露天商・的屋またはそれに類するものの出店は認めません。

4. 出店概要 以下のいずれかに該当しなければ出店（展）は出来ません。

- ① 日野町内企業・団体で生産および製造された製品や関連商品の展示、販売。
- ② 日野町のPRに適した物品や氏郷公ゆかりの地特産品の販売や催し。
- ③ 町内で飲食業を営むもの。
- ④ 日野町にゆかりのある団体や町内で日頃より活動している団体、町内企業等の出店。（軽飲食販売や啓発等）

※ キッチンカー（保健所の営業許可を取得した車両）の中で食料品を調理・加工し、車両での出店を認める。出店に際しては1区画（3.6m×5.4m）をはみ出ないこと。（はみ出る場合は2区画分として扱う）エンジンは停止しておくこと。

5. 出店規格 申込は1区画（テント1張（2間×3間＝3.6m×5.4m）単位とする。

※出店従事者が20名を超える場合は、最低2区画でお申し込みください。

名義貸し、持ち込みテントでの出店区画拡張は認めません。

6. 出店料 安全対策の徹底のため、テントを持ち込んでの出店は不可。

【R6参考】 1区画で、運営費 5,000円

テント設置費 14,000円

※その他のリース料

机 1脚 1,000円

パイプいす 1脚 400円

長いす 1脚 1,200円

白布 1枚 800円

電気設営 1kwにつき 3,000円

※3kw 使用の場合は9,000円が必要です。（コンセント数は1箇所）
テントの上を電気配線が渡っています。車両通行の際には十分注意してください。出店料は申し込み時に支払い、一旦納付した出店料は返金しないものとします。

7. 会場割付 出店場所の割り付けは、事前説明会時に実施する抽選で行うものとする。

8. 申込期間 令和7年7月10日（木）～7月31日（木）午後3時 期限厳守（土日祝日は除く）

※申込期間中でもテント設置可能数に応じて締め切ることがあります。

申込者においては、出店責任者事前説明会を8月25日（月）午後7時より日野町防災センター研修室で行いますので必ず出席下さい。（不参加の場合は出店不可）

9. 申込方法 出店希望者は申込書等に必要事項を記入の上、申込期間内に出店料を添えて日野町イベント実行委員会事務局まで提出するものとする。

10. 注意事項 開催が成立しない場合には運営費の半額を返金（返金手数料は出店者負担）するが、テント設置費及びその他リース料等については返金しないものとする。返金方法については後日連絡する。

11. 特記事項 当事業の一大イベントとして大抽選会を実施します。
つきましては、その賞品について自社製品・景品等出来る範囲でご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、ご協力いただける場合は、8月18日（月）から8月29日（金）の期間に賞品（景品）を事務局へお届けくださいますようお願いいたします。

12. 厳守事項

- ①出店に際し発生した事故については、出店者の責任の元に一切を処理すること。
- ②発電機はイベント実行委員会で用意します。個人での持込は一切認めません。
- ③火気の取り扱いには十分注意し、消火器を目につくところに設置すること。防火対策が不十分な場合、対策が取れるまで営業を禁止します。（スプレー式消火具は不可）
- ④コンロ等を使用する場合は、不燃材の上に置くこと（机の上に直接置かないこと）。なお、カセットコンロは使用を禁止する。
- ⑤出店により出たゴミ等は、出店者で必ず持ちかえること。
- ⑥粉物や油等で、地面を汚す可能性がある場合は、安全面を考慮した上で適切に養生すること。
- ⑦出店により得た収益金については、全て出店者に帰属する。
- ⑧他人への名義貸し出しは一切認めません。また持ち込みテントでの出店区画拡張は認めません。
当日名義貸しが発覚した場合は、その場で出店取りやめとします。
- ⑨屋台に並ぶ列の管理は各店舗で必ず管理すること。
- ⑩会場付近の来場者用駐車場には駐車しないこと。
- ⑪反社会的勢力・露天商・的屋またはそれに類するものの出店は一切認めません。
- ⑫食品を取り扱う出店者は、当委員会及び保健所の指導に従い、衛生管理に努めること。
- ⑬食品を取り扱う場合は、アルコール消毒液など必要な衛生管理用品を備え付けすること。
- ⑭食品を調理する場所に、出店区画裏等に他者（お客等）を入れないこと（従事者名簿以外の人の立入を認めません）。飲食する場を設けるのであれば、食品を調理しない区画を別に申込むこと。
- ⑮車両を運転する者、未成年者に対する酒類の販売は絶対に行なわないこと。
- ⑯その他実行委員会より指示のあったことを遵守すること。また設置基準によって取り決められていない事項で、判断を要することについては実行委員会で協議し決定する。

◎現場責任者は上記の事項を遵守・屋台従事者に周知し、出店屋台を管理していただきます。
遵守いただけない場合は次の出店を制限させていただきます。

13. 申込書提出先&問い合わせ先

日野町イベント実行委員会事務局（日野町役場 商工観光課 商工観光担当 担当：奥村）
TEL 0748-52-6562 FAX 0748-52-2043

個人情報の利用に関する事項

出店（展）申込書・従事者名簿・出店に係る誓約書および同意書にご記入いただいたお名前、住所、生年月日、電話番号については、氏郷まつり2025出店に関わる連絡事項および次年度の参加依頼以外に利用しません。

氏郷まつり2025 出店確認事項

※出店に際し、次のことを全員で厳守願います。

- ・ 出店に際し発生した事故については、出店者の責任の元に一切の処理をすること。
- ・ 他人への名義貸し出しは一切認めません。(判明した場合は出店取り消し)
- ・ 出店によりできたゴミは必ず持ち帰ること。ビン類のゴミがでるような品物は販売しないこと。**販売時間は午後7時45分までとし、時間まで片付けをしないこと。**
- ・ 公共施設を利用するためマナーを大切にすること。
- ・ 電源については、事前に申込みのあった容量を用意しますので、容量超過は絶対にしないこと。それにより電源に支障をきたした場合は、**復旧にかかる全額費用を請求します。**
- ・ 発電機はイベント実行委員会で用意します。個人での持込は一切認めません。
- ・ 火気の取り扱いには十分注意し、消火器を準備すること。
防火対策が不十分な場合、対策が取れるまで営業を禁止します。
- ・ コンロ等を使用する場合は、不燃材の上に置くこと。(机の上に直接置かないこと)
- ・ ゴミの出る飲食物等を扱う出店者は、燃えるゴミ、燃えないゴミ等に区分した**ゴミ箱をテント前に用意し、ゴミは各出店者で責任をもって持ち帰ること。**
また、ラムネはビー玉がゴミとして出るため販売できません。汁(水分)の残るものを販売される場合は、バケツを用意する等の処分対策をお願いします。
- ・ 車両を運転する者、未成年者に対する酒類の販売は絶対に行わないこと。
- ・ 搬入は、午前10時30分までです。搬出は車両進入可の放送を入れてからです。
それまでは絶対に道路で進入を待たないでください。
- ・ 準備が終わり次第、**出店関係者は別紙駐車場に車を停めてください(1出店者1台のみ、乗り合わせや送迎等で対応してください)。**
- ・ イベント会場近隣道路で駐車し、荷物の搬入・搬出を行わないこと。
- ・ 事業開催時間帯に出店以外の車両(保冷車を含む)を留め置かないこと。
- ・ 水についてはポリタンク等で用意してください。
- ・ 現場責任者は、出店確認事項を遵守するように出店屋台を管理すること。
- ・ 現場責任者は、当日必ず出店場所にいること。
- ・ 後片付け後は**本部へ報告**をし、確認を受けてから帰ること。
(周囲のゴミを拾い、清掃後本部の確認を受け、確認後に出店許可証を返却)。
- ・ 電源については、事前に申込みのあった容量を用意します。それ以外の容量は絶対に使用しないこと。それにより、電源に支障をきたした場合は、他の出店者にも大変な迷惑がかかり、**復旧に実費を頂く場合もあります**のでご注意ください。
- ・ 申込みのあった電気容量の範囲内であれば複数の電気機器の利用は可能です。
複数利用する場合のコンセント差込口等は出店者各自で準備すること。
コンセントの数(容量)に変更のある場合は、8月29日(金)までに連絡してください。

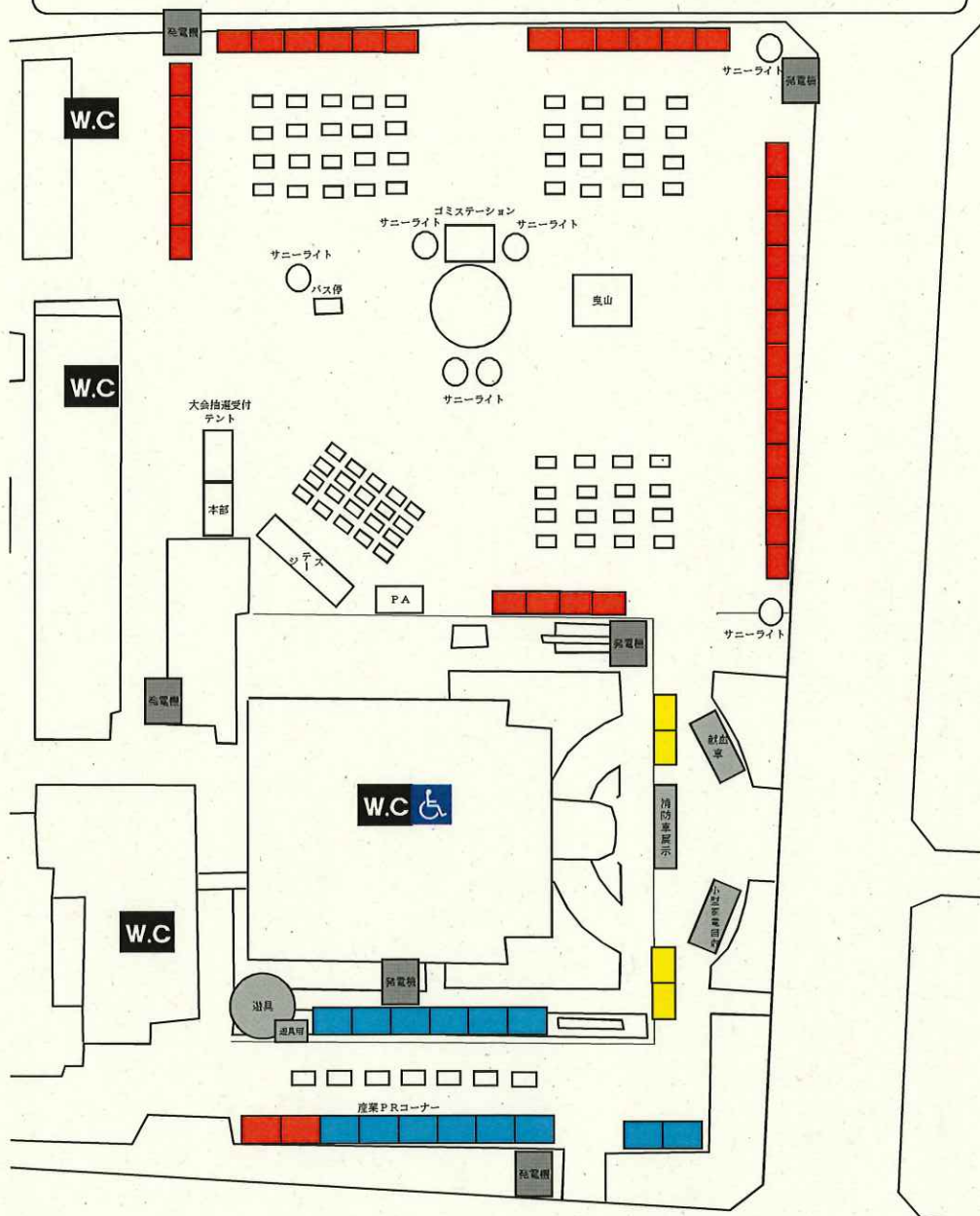
- ・保健所への許可申請手続き後に販売商品（食品）の種類を増やすことは認めません。

食品を扱う場合、保健所からの指示事項

- ◇細菌性食中毒等発生防止のため、食品の衛生については十分注意すること。
- ◇やきとり等、必ずしっかり火を通すこと。
- ◇おにぎり等は、衛生的な対応としてラップでにぎること。
- ◇家庭の調理場での調理は行わないこと(野菜を切る、ご飯を炊く等全て。公共施設、営業許可のある店舗可)。
- ◇販売当日に調理・仕込みを行い、当日に限り販売し、残は廃棄すること。
- ◇体調の悪い人（感染症疑いや胃腸風邪の人）は、調理をしないこと。
- ◇調理の前は必ず石鹸等で手洗いを行うこと。
- ◇酒類販売免許のない方は、必ず缶ビール等のフタを開封して販売してください。
- ◇消毒液を各自で持参すること。

※その他実行委員会から指示のあったことを守ること。これらの事項を守らなかった場合は次回からの出店を制限しますのでご了承ください。

氏郷まつり2025 会場配置図



■ 地元飯、町内団体活動、氏郷公ゆかりの地、近江日野商人ゆかりの地（コーナー）

■ 町内団体啓発（コーナー） ■ 産業PR（コーナー）

氏郷来つり2025
出店(展)申込書

令和 年 月 日

日野町イベント実行委員会委員長 あて

团体名

代表者氏名

印

氏郷まつり2025の趣旨に賛同し、設置基準に基づき下記のとおり出店を申し込みます。

8月25日（月）に行われる出店責任者事前説明会へは、必ず出席します。

三三

[illegible]

備品等の申込みについて

必要な備品等	備品等の種類	必要数	単価(円)税込	小計	備考	
	テント	張	14,000	円		
	机	脚	1,000	円		
	パイプいす	脚	400	円		
	長いす	台	1,200	円		
	白 布	枚	800	円		
	運営費	区画	5,000	円		
	電気設営	kw	3,000	円	パソコン等精密機器へは未対応です。 3kw使用の場合は9,000円必要です。	
	電気使用容量	使用機種【			【	W】
		使用機種【			【	W】
使用機種【			【	W】		
・記入容量以上の電源は絶対使用しないでください。 ・1000W (1kw) を超える電源が必要な場合は、必要な容量分の電気設営の申し込みが必要です。 ・電気容量に関係なくコンセントは1箇所を設置します。分配は各自で用意してください。 ・啓発での出展の場合、テント費と運営費のみ無料になりますので必要数のみ記入してください。 (他の備品等ご利用の場合はお支払いをお願いします。)						
合計金額			円			

★申込後の変更はできない場合がありますので、よく確認してからご提出ください。

大抽選会・スピードくじの賞品協力について

企業（団体・商店）名		
賞品名	賞品個数	備考

★ ご協力いただける賞品については恐れ入りますが、
8月18日（月）～8月29日（金）の期間に事務局へお届けくださいますようお願い致します。

【お問い合わせ先】

日野町イベント実行委員会事務局(日野町役場 商工観光課内) 担当:奥村
電話(0748)52-6562 / FAX(0748)52-2043 / kankou@town.shiga-hino.lg.jp

氏郷まつり2025
出店(展)従事者名簿

出店名

※必ず正確にご記入ください。

ふりがな 従事者氏名	住 所 (※番地までご記入願います)	性別	生年月日
(1) 現場責任者		男・女	. .
(2)		男・女	. .
(3)		男・女	. .
(4)		男・女	. .
(5)		男・女	. .
(6)		男・女	. .
(7)		男・女	. .
(8)		男・女	. .
(9)		男・女	. .
(10)		男・女	. .
(11)		男・女	. .
(12)		男・女	. .
(13)		男・女	. .
(14)		男・女	. .
(15)		男・女	. .
(16)		男・女	. .
(17)		男・女	. .
(18)		男・女	. .
(19)		男・女	. .
(20)		男・女	. .
当日従事者総人数			名

※ 名簿に記載された責任者の方はイベント当日、必ず従事してください。

日野町イベント実行委員会

委員長 外 池 多 津 彦 様

誓 約 書

このたび氏郷まつり 2025 に出店するにあたり、以下の事項を
厳守することをお誓い致し、出店申込書並びに従事者名
簿を東近江警察署長ならびに関係機関に事前協議
されることに同意します。

記

1. 氏郷まつり 2025 出店設置基準を厳守します。
2. 貴会の信用と品位を失墜させぬよう行動します。
3. 火気の使用にあっては、消防署の指導事項を遵守します。
4. 未成年者への酒類の販売をしません。
5. 車両を運転する者に酒類を提供しません。
6. 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を
侵害した者は、自らの責任において賠償する責任を負います。

令和 年 月 日

住 所

代表者名

印

以上